

主に本文のみの新旧対照表となります。

頁 行	新	旧
24頁11行	<p>(ア) 医師の業務(病院もしくは診療所(厚生労働省令で定めるものを除きます。以下「病院等」といいます) 助産所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</p> <p>(イ) 歯科医師の業務(病院等、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</p> <p>(ウ) 薬剤師の業務(病院等<u>又は介護医療院</u>において行われるものに限ります)</p> <p>(エ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話及び診療の補助の業務 (病院等、助産所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除きます)に限ります)</p> <p>(オ) 管理栄養士の業務(傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものであって、病院等、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</p> <p>(カ) 歯科衛生士の業務(病院等、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</p> <p>(キ) 診療放射線技師の業務(病院等、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</p> <p>(ク) 歯科技工士の業務(病院等<u>又は介護医療院</u>において行われるものに限ります)</p>	<p>(ア) 医師の業務(病院もしくは診療所(厚生労働省令で定めるものを除きます。以下「病院等」といいます) 助産所、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅に...</u></p> <p>(イ) 歯科医師の業務(病院等、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります)</u></p> <p>(ウ) 薬剤師の業務(<u>病院等において行われるもの</u>に限り)</p> <p>(エ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話及び診療の補助の業務 (病院等、助産所、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅において行われるもの(訪問入浴介護に係るものを除きます)</u>に限ります)</p> <p>(オ) 管理栄養士の業務(傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものであって、病院等、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅において行われる...</u></p> <p>(カ) 歯科衛生士の業務(病院等、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅において行われるものに...</u></p> <p>(キ) 診療放射線技師の業務(病院等、<u>介護老人保健施設又は医療を受ける者の居宅において行われるもの...</u></p> <p>(ク) 歯科技工士の業務(<u>病院等において行われるもの...</u></p>

47頁下から5行	<p>提出期限・・・事業報告書（「年度報告」・「6月1日現在の状況報告」）の提出期限は、毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後最初の毎年6月30日となります（則第17条第3項第1号）。</p> <p>削除</p> <p>事業年度が6月に終了する派遣元事業主については、平成 年6月30日までに提出すべき事業報告書は、平成 -1年6月に終了した事業年度についての事業報告を提出することになります。</p>	<p>提出期限・・・事業報告書（「年度報告」・「6月1日現在の状況報告」）の提出期限は、毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後最初の毎年6月30日となります（則第17条第3項第1号）。</p> <p>なお、事業報告書（「年度報告」）については、改正法施行日（平成27年9月30日）以後に終了する事業年度についての事業報告から適用される（改正法附則48第2条）ため、（略）に終了する事業年度に係る報告から、労働者派遣事業報告書（「年度報告」及び「6月1日現在の状況報告」）の提出は1回となります（6月30日まで）。</p> <p>事業年度が6月に終了する派遣元事業主については、平成 年6月30日までに提出すべき事業報告書は、平成 -1年6月に終了した事業年度についての事業報告を提出することになります。</p>
61頁、62頁	<p>変更の届出の項目</p> <p><u>代表者の氏名又は役職のみ</u></p> <p>役員（代表者を除く）</p> <p><u>役員（代表者を除く）の氏名又は役職のみ</u></p>	<p>変更の届出の項目</p> <p><u>代表者の氏名のみ</u></p> <p>役員（代表者を除く）</p> <p><u>役員（代表者を除く）氏名のみ</u></p>
66頁20行	<p>(イ) 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される従事すべき業務の内容及び労働条件等</p> <p>(a) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項</p> <p><u>(b) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(c) 試用期間に関する事項</u></p> <p><u>ただし、紹介予定派遣により雇い入れた労働者について試用期間を設けることは望ましくありません。</u></p> <p><u>(d) 就業の場所に関する事項</u></p>	<p>(イ) 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される従事すべき業務の内容及び労働条件等</p> <p>(a) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項</p> <p><u>(b) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(c) 就業の場所に関する事項</u></p> <p><u>(d) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項</u></p>

	<p>(e) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項</p> <p>(f) 賃金の額に関する事項</p> <p>(g) 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項</p> <p>(h) <u>労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項</u></p> <p>(ウ) <u>紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合、又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、それぞれのその理由を、書面の交付もしくはファクシミリ又は電子メールの送信の方法により、派遣元事業主に対して明示する旨</u></p> <p>(エ) <u>紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合、年次有給休暇及び退職金の取扱い、又、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨</u></p> <p>(オ) <u>労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨</u></p> <p>_____<u>派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項</u></p>	<p>(e) 賃金の額に関する事項</p> <p>(f) 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項</p> <p>(ウ) <u>紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合、又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、それぞれのその理由を、書面の交付もしくはファクシミリ又は電子メールの送信の方法により、派遣元事業主に対して明示する旨</u></p> <p>(エ) <u>紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合、年次有給休暇及び退職金の取扱い、又、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨</u></p> <p>_____<u>派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項</u></p>
70頁4行	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から <u>第47条の3まで</u> の規定により課された各法令を遵守し、	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から <u>第47条の2まで</u> の規定により課された各法令を遵守し、
72頁18行	<p>業務内容 <u>プレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務及び来客対応</u></p> <p><u>試用期間</u> <u>なし</u></p> <p>就業場所 _____ 株式会社本社国内マーケティング部営業課販売促進係</p>	<p>業務内容 <u>プレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務及び来客対応</u></p> <p>就業場所 _____ 株式会社本社国内マーケティング部営業課販売促進係</p>

72頁下から2行	<p>社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、<u>労災保険</u>：有 <u>労働者を雇用しようとする者の名称</u> <u>〇〇株式会社</u> (2) <u>その他</u></p>	<p>社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、<u>労災保険</u>：有 (2) <u>その他</u></p>
94頁15行	<p>(イ) 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される労働条件 (a) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項 (b) 労働契約の期間に関する事項 (c) <u>試用期間に関する事項</u> <u>ただし、紹介予定派遣により雇い入れた労働者について試用期間を設けることは望ましくありません。</u> (d) <u>就業の場所に関する事項</u> (e) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項 (f) <u>賃金の額に関する事項</u> (g) <u>健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項</u> (h) <u>労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項</u> (ウ) <u>その他の労働者派遣契約において定めた紹介予定派遣に関する事項(66ページ(2)(ウ)(エ)(オ)参照)</u>を記載します。 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日(期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨)</p>	<p>(イ) 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される労働条件 (a) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項 (b) 労働契約の期間に関する事項 (c) <u>就業の場所に関する事項</u> (d) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項 (e) <u>賃金の額に関する事項</u> (f) <u>健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項</u> (ウ) <u>その他の労働者派遣契約において定めた紹介予定派遣に関する事項(66ページ(2)(ウ)(エ)参照)</u>を記載します。 派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日(期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨)</p>
100頁16行	<p>業務内容 <u>営業課内における事務の補助、電話対応、郵便物の仕分・発送の業務</u> <u>試用期間</u> <u>なし</u> <u>就業場所</u> <u>株式会社本社国内マーケティング部営業課総務係</u></p>	<p>業務内容 <u>営業課内における事務の補助、電話対応、郵便物の仕分・発送の業務</u> <u>就業場所</u> <u>株式会社本社国内マーケティング部営業課総務係</u></p>

100頁 下から6行	社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、 <u>労災保険</u> ：有 <u>労働者を雇用しようとする者の名称</u> <u>株式会社</u> (2) その他	社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、 <u>労災保険</u> ：有 (2) その他
125頁 下から11行	(2) 派遣元責任者の選任方法 事業所ごとに自己の雇用する労働者（個人事業主や法人の役員も可）の中から、専属の派遣元責任者を選任しなければなりません。 <u>他の事業所との兼任はできません。</u> また、派遣元責任者は、派遣労働者数100人ごとに1人以上を選任しなければなりません。	(2) 派遣元責任者の選任方法 事業所ごとに自己の雇用する労働者（個人事業主や法人の役員も可）の中から、専属の派遣元責任者を選任しなければなりません。 また、派遣元責任者は、派遣労働者数100人ごとに1人以上を選任しなければなりません。
133頁13行	この指針の対象となる日雇派遣労働者の範囲は、労働者派遣法 <u>第35条の4第1項</u> に規定する日雇労働者となります。	この指針の対象となる日雇派遣労働者の範囲は、労働者派遣法 <u>第35条の3第1項</u> に規定する日雇労働者となります。
194頁3行	派遣先は、選任した派遣先責任者について、派遣就業に関する労働者派遣法や労働基準法等の趣旨、派遣先責任者の職務、必要な事務手続等に関する適切な知識を取得できるよう、 <u>派遣先責任者を新たに選任したとき、労働関係法令の改正が行われたとき等の機会を捉え</u> 、「派遣先責任者講習」を受講させることが望ましいとされています。	派遣先は、選任した派遣先責任者について、派遣就業に関する労働者派遣法や労働基準法等の趣旨、派遣先責任者の職務、必要な事務手続等に関する適切な知識を取得できるよう、当分の間、厚生労働省がモデル事業として実施する「派遣先責任者講習」を受講させることが望ましいとされています。
398頁13行	ること。 <u>(次ページの記載例参照)</u>	ること。 <u>(P46の記載例参照)</u>
404頁(最終頁) 25行	教育訓練コンテンツ PDF の提供(無料) <u>当協会の会員企業の派遣社員に対し</u> 、派遣会社の社員や講師等が適切に教育訓練を実施できるよう「テキスト」と「解説文」がセットになった教材を PDF で提供しています。	教育訓練コンテンツ PDF の提供(無料) <u>派遣社員に対し</u> 、派遣会社の社員や講師等が適切に教育訓練を実施できるよう「テキスト」と「解説文」がセットになった教材を PDF で提供しています。